

沼田市上水道官民連携導入可能性調査業務委託に係る
公募型プロポーザル審査要領

1. 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式による沼田市上水道官民連携導入可能性調査業務委託の優先交渉権者（受注候補者）を選定するための審査委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めたものである。

2. 審査事項

審査の項目は、企画評価（一般事項、業務計画に関すること、業務実施方法、プレゼンテーション）及び価格評価とする。

（１）評価点の配点【最高１２０点】※評価要領による

評価項目	配点
企画評価点	１１０点
価格評価点	１０点

3. 審査員

審査委員会は、次に掲げる者又はその代理をもって構成する。

（委員長）

（委員）

（委員）

（委員）

（委員）

4. 審査方法

審査は、プロポーザル参加者から提出された提案書類の内容について、「２．審査事項」に規定する各評価項目に基づき評価するものとする（合計１２０点満点）。

ただし、提案事業者が４者以上であった場合、審査委員会において提出書類の内容を審査しプレゼンテーションに参加するものを３者程度に選定する。

5. 選定基準

優先交渉権者（受注候補者）の選定基準は、次のとおりとする。

（１）評価の結果、合計点が最も高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点候補者とする。

（２）プロポーザル参加者が１者の場合、合計点が６６点を超過している場合は、優先交渉権者とする。

（３）最も得点が高い者が複数あった場合は、小数点以下を四捨五入しないで比較し、高い点数の参加者を優先交渉権者とする。それでも同点の場合は、価格評価の高い者を優先交渉

権者とし、それでも同じ場合はくじにより優先交渉権者を選定する。

6. その他

この要領に定めるもののほか、審査について必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

- 1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、その目的を達成したときに、その効力を失う。